

くろまぐろ型TACに関する山口県計画(試行)
(第3管理期間)

平成29年8月30日 公表

第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において太平洋くろまぐろは、主にひき縄つり漁業、一本つり漁業及び定置網漁業により冬季に漁獲され、本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本県の数量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 4 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めを後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について山口県に定められた数量(以下、「知事管理数量」という。)に関する事項

重量区分	数量
太平洋くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	85.1トン
太平洋くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下、「大型魚」という。)	国の基本計画第5の1の(2)に定めるように、我が国全体の漁獲量が5,132トンを超えないよう管理する。

※小型魚について、全国において、3,423.5トンの数量を超えたときには、本県に定める小型魚の数量が消化されていなくとも、その時点の採捕の実績をもって、本県の小型魚の数量とする。

第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項
定めなし。

第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、第2に示した知事管理数量を遵守するため、以下の管理措置を講ずるものとする。

- 1 第2に示した小型魚の知事管理数量について、採捕の種類ごとの漁獲上限の割当数量を次表のとおり定め、関係漁協及び所属漁業者は、これを超過しないよう努める。

採捕の種類	数量
沿岸くろまぐろ漁業	57.9トン
定置網漁業	27.2トン

注：沿岸くろまぐろ漁業とは、広域漁業調整委員会指示に基づく承認制漁業を指し、本県ではひき縄つり漁業、一本つり漁業及びはえなわ漁業をいう。

- 2 県は、小型魚の知事管理数量について、漁協及び所属漁業者が、1の漁獲上限の割当数量を超過しないよう以下の漁獲抑制措置をとるものとする。

(1) 沿岸くろまぐろ漁業

県は、段階的な漁獲抑制を要請することとし、漁獲上限の7割（注意報発出時点）、8割（警報発出時点）の各段階で操業日数を削減する等の漁獲抑制を要請する。また、漁獲上限の9割5分に達した時点で「操業自粛要請」する。

(2) 定置網漁業

県は、漁獲上限の7割（注意報発出時点）、8割（警報発出時点）の各段階で再放流等の漁獲抑制を要請する。また、漁獲上限の9割5分に達した時点で、「放流要請」し、小型魚の再放流に取り組む。

3 漁獲量の報告について、沿岸くろまぐろ漁業、定置網漁業、その他の漁業（混獲等）別に、県は漁協の漁獲量報告を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに一般社団法人漁業情報サービスセンターに報告する。

報告頻度は、月末締め翌月末までの報告を基本とし、小型魚の知事管理数量の消化状況に応じて報告頻度を高めていくこと（概数報告）とする。その頻度・体制は第5に定める。

4 県は、関係漁協及び漁業関係者に対し、第2に示した知事管理数量の消化状況に応じて、7割で注意報、8割で警報を発出し、9割5分に達した際は操業自粛を要請する。

また、第4の1に示した採捕の種類ごとの漁獲上限の割当数量の消化状況についても同様に警報や操業自粛要請等の発出を行うことができるものとする。

これらについて県は、関係漁協及び漁業関係者への周知及び指導を行うものとする。

5 県は、遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組みを行う。

(1) 漁業者の漁獲抑制の取組について周知を図る。

(2) 漁業者に対して注意報・警報を発出した場合には、速やかに情報提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。

(3) 漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁者に対しては漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請し、遊漁船業者に対しては、操業自粛要請を発出する。

第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

第2に示した小型魚の知事管理数量の消化状況について、県は漁協に対して、次のとおりの頻度・体制で報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

(1) 第2に示した小型魚の知事管理数量の消化状況に応じて以下のとおりとする。

・5割に達するまで：毎月

・5割を超え7割に達するまで：毎週

・7割を超えた場合：毎日

(2) 上記に基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を関係漁協及び関係市場にフィードバックするとともに、水産庁に通知する。